

## 第23回寝屋川市障害者長期計画推進委員会 要旨

日 時 平成22年11月17日 13:00～14:45

場 所 市立総合センター 4階第1研修室

出席委員 赤木委員 金原委員 岸谷委員 北野委員長 北村委員 朽見委員 平山委員  
牧野委員 榊田副委員長 向井委員 村井委員 山村委員 (名簿順)

[助言者] 芝田さん (川本さんが代理出席) 富田さん 村井さん 森下さん  
(名簿順)

欠席委員 下委員 飛山委員 丸山委員 江口さん (名簿順)

### 1 開会あいさつ (北野委員長)

(北野委員長が遅れて出席のため開会あいさつは省略し、委員長到着まで事務局が進行)

委員、助言者、事務局、手話通訳者の紹介  
会議成立および傍聴の報告、資料の確認

### 2 案件審議

#### (1) 障害者長期計画、障害福祉計画の進捗状況について

(事務局 資料に基づき説明)

[補足事項]

- ・本日は委員会開催時間が1時間30分であることをお詫びし、議論時間を長く取るため、資料の詳細説明は割愛させていただく。国の情勢等については北野委員長に出席後に説明していただく。また、来月に開催する地域自立支援協議会全体会にも課題提起をしていきたい。
- ・「長期計画の進捗状況と課題」は、庁内・関係機関に照会して集約したものを関係団体等に配付し、いただいた意見を記載している。なお、関係団体等からの質問について、資料に記載した事項以外は個別に回答しており、個々の事業に関する質問は別途回答させていただくので、本日は計画全体の方向性についてご議論いただきたい。

(事務局)

案件に関して、ご意見やご質問をいただきたい。

(山村委員)

「移動を支援する福祉サービスの充実」(連番23)に関して、ガイドヘルパーの養成研修を先月に実施されたが、年々、受講者のレベルが落ち込んでいると聞いている。研修を受ければライセンスが交付されるが、指導者はすべて障害のない人で、私のように車いす常時利用している人のレクチャーはなかった。30～40年も遡るスカンジナビア半島や欧米の諸国のハンディをもつ人たちの運動から、日本でも「我々のことは、我々抜きに決めるな」という主張がある。障害をもつ当事者を抜きに行われたことで、研修の意味が非常に希薄になったと考えるが、どんな事情があったのか。また、半日～1日程度の研修でガイドヘルパーの資格を付与することにも疑問をもつ。どのような考えで実施したのかを聞きたい。

(事務局)

ガイドヘルパーの研修は、国と府の要綱で、知的障害者ガイドヘルパーは20時間、全身性障害者ガイドヘルパーは21時間と決められている。知的障害者ガイドヘルパーは、障害者と実際にコミュニケーションを取りながら実習するよう規定されているが、全身性障害者ガイドヘルパーは、受講生が車いすに乗って演習を行っている。規定の研修を受講すれば資格は与えるが、本市ではスキルアップ講座も続けて実施している。なお、平成22年度は知的障害者ガイドヘルパー45人、全身性障害者ガイドヘルパー30人を養成した(この3年間では知的障害者ガイドヘル

ルパー158人、全身性障害者ガイドヘルパー69人を養成)。

(山村委員)

なぜその研修に、車いすを常用する障害者が講師やアドバイザーとして参画していないのか。車いすを使っているハンディキャッパーを排除したと受け取られかねないことであり、腹を据えかねる部分がある。

(事務局)

交通機関を使った演習を行うので事故防止等も含めて検討する必要があるし、指導についてはスタッフできちんとできると考えている。コミュニケーションについては座学のなかですすめていきたい。

(山村委員)

事故防止の観点については、保険をかけておけば、行政としての説明は十分つくと思う。文句を言っているのではないので、今後のために問題点は素直に認め、当事者の意見を十分聴いてやってほしい。

(事務局)

ご意見を拝聴し、検討させていただく。

(岸谷委員)

「公共建築物のバリアフリー化の推進」(連番16)に関して、車いすの障害者が公共施設等のトイレを利用するうえでの問題は徐々に改善されているが、市民体育館のトイレの改修にあわせて、寝たきりの障害者も利用できるようベッドの設置を肢体不自由児(者)父母の会から市に要望したことについては、スペース的に無理だという回答だった。新たにつくる公共施設では努力するという回答であり、すぐに実行することは難しいという現実を理解しているが、障害をもつ人の社会参加をすすめるうえで、だれもが利用できるトイレづくりは重要だと思う。本日はそれぞれの立場の方が参加されているので、障害のある子どもと親の状況として本当に必要だということを理解し、後押ししていただきたいと思う。現実におむつを付けた人は多く、ヘルパーも抱えて介助することはできないし、本人も不愉快な思いをして社会参加しているので、市の責任として前向きに考えてほしい。

(事務局)

障害者自立支援法の特別対策の基金事業を活用し、市民体育館の障害者用トイレを改修する事業を本年度に実施することにしており、ご要望を受けて寸法等の具体的な検討を行ったが、古い建物でスペース的に厳しいため、お応えできない旨ご回答した。なお、オストメイトの方のトイレはスペース的に可能なので設置するよう考えている。今後新たに設置する公共施設ではご要望の趣旨ができるだけ反映できるよう、障害福祉課としても要望していきたい。

(山村委員)

関連して、保健福祉センターの車いすも利用できる多目的トイレの手すりが壊れており、直すようお願いしているが今日も直っていないので、部長からも伝えてほしい。

(事務局)

担当課には障害福祉課からも伝えているが、直っていないのであれば再度伝える。

公募委員の方にもご参加いただいているが、昨年度はご意見を伺う機会がなかったので、感じておられることがあればご発言をお願いしたい。

(金原委員)

課題の1Bに「精神障害への理解をすすめるために、小中学校での福祉教育をすすめていく必要がある」と書かれているが、いつごろ取り組むのか。私は市内の当事者の人たちとゴスペルやコーラスを通じて知りあいになったが、精神障害者に対してはまだまだ偏見だらけなので、福祉教育は非常に重要であり、学校での語り部活動などをすすめてもらえるとよいと思う。府の家族会も府に対して同じ要望をしており、どのまちでも取り組んでもらえるとよい。

(事務局)

具体的な実施の検討までしているわけではないが、関係団体等の意見として上がってきたことをふまえ、市全体の課題としてきちんと認識している。福祉教育での取り組みは精神障害に限らず非常に大きな問題だと思うので、時期は回答できないが、課題としてしっかりすすめていく方向で考えていく。なお、小中学校の養護教員(40人)を対象として、精神障害に対する理解を深めるための研修会を今月末に実施する予定である。

(牧野委員)

「グループホーム・ケアホームの充実」(連番111)は、障害者自立支援法でも推進することになっている。しかし、障害のある人が地域で安心・安全に暮らすうえで、現在、大部分を担っている親の高齢化がどんどんすすんでいるが、世話ができなくなるとグループホーム・ケアホームではなく、入所施設に入れることを希望する人が未だに多い。こうした状況のなかで、グループホーム・ケアホームだけではなく、「地域のなかでの新しい暮らしの場」が確保できないかと、常に思っている。例えば、親が世話ができなくなっても、今まで住んでいた家で暮らし続けられるようなしくみづくりを、新しい取り組みとしてできないか。私は入所施設の施設長をしており、その立場で言えば、入所施設は最後の住み処であってほしい。やはりグループホーム・ケアホームや自宅で継続して生活できるのがベストだと思う。

また、「後見的支援の充実」(連番122・123)については在宅の人では特に手薄であり、親が倒れたときの財産管理や身上監護はすぐに問題になるはずだが、成年後見制度が活用されていない現実がある。資料でも申立・選任件数は2件となっており、親に対して大々的にアプローチし、後々のために後見人を立てておくよう、積極的にすすめてもらえるとよい。

(事務局)

資料に記載しているのは、市で実施している成年後見制度利用支援事業の利用件数であり、22年度はすでに3件の利用がある。今後、制度の啓発に力を入れ、さらに利用がすすむよう検討していきたい。

(向井委員)

「福祉のまちづくりの推進」(連番13)に関して、「やさしい街づくり」について身体障害者福祉会と市で話しあいをしたが、一向にすすんでおらず、総合センターの近くの陥没も、要望してから1年かかってやっと直してもらった。総合センターに車いすで来る場合、道路が悪いため恐いと感じる人が多いので、早急に直してほしいと思う。財源がないということでなかなかすすまないが、車いすの人はこれから増えてくるので、歩道の拡幅なども含めて、特にすすめてほしい。

(事務局)

福祉会の要望書に対する担当部局の回答には、財政的に問題もあげられているが、具体的な場所が掴めない部分もあるので、今後は当事者の方と現地を見に行く取り組みも必要だと思う。

(赤木委員)

「コミュニケーションを支援するサービスの充実」(連番25)に関して、手話奉仕員養成講座は2～3年前から市に移管されて実施するようになった。しかし、国のカリキュラムでは30回ぐらいの講座が必要とされているのに20回で終わっており、修了後に手話を覚えてもらっている状況なので、今後は国のカリキュラムに沿って実施してほしい。

また、市役所の本庁には手話通訳者が設置されておらず、話が通じない状態である。資料に書かれている「職員の手話学習」の内容を教えてほしい。

(事務局)

手話奉仕員については、登録者数が平成16～17年度27人、18～19年度23人、20～21年度21人と減少傾向にあったため、増員を図るための養成研修を21年度から実施している。22～23年度の登録者は27人に増えて、一定の効果は出たと思っている。

職員の手話学習について、障害福祉課の毎朝の朝礼で手話の勉強会を行っており、徐々に学

習がすすんできていると思っている。

(山村委員)

「ピアカウンセリングの充実」(連番88)に関して、聴覚障害、視覚障害、難病について実施されていると書かれているが、肢体不自由が実施されていないのはなぜか。また、課題の3Bに「障害者相談員と相談支援事業所やピアカウンセラー等の連携について検討する必要がある」と書かれているが、そのとおりであり、これら以外についても市内の社会資源がバラバラになっている。連携については以前にも検討されたが、行政がリードしてすすめて、それぞれがうまく機能するようにはたらきかけてほしい。

(事務局)

ヒアカウンセリングについて、資料には現在、相談支援事業を委託している事業所で取り組んでいる内容を記載している。今後はさらに発展させていきたいと考えており、障害者相談員等との連携も含めて、地域自立支援協議会のなかにプロジェクトチームを立ち上げて検討している。この進捗状況のご報告は、何らかのかたちでさせていただきたい。

(朽見委員)

児童の療育と教育に関して、あかつき・ひばり園と公立保育所の交流はすすめられているが、民間保育所とはやりにくいと聞いている。寝屋川市では、公立保育所は6か所にして、他は民間に移管することになっており、今後、どのようにすすめていくのか不安である。また、新聞紙上では、幼保一元化、障害者自立支援法のなかでの障害児への支援、発達障害支援センターなど、児童福祉が大きく動こうとしていると伝えられており、市は障害者長期計画の大きな枠組みのなかで療育と教育をどのようにすすめていくのか、とても不安だという声が、障害児者を守る親の会の小さな子どもをもつ会員からたくさん出ている。国の方向性もはっきり出ているので、それもふまえないといけないが、委員のみなさんにも検討していただくよう課題として提起したい。

障害児・者を地域で支えていくうえで、居宅サービスは大きな部分だが、社会資源はなかなか広がっていかない。民間事業所も広がらず、障害児のガイドヘルパーから撤退する方向のところも出ていると聞いているので、どうやって広げていけばよいか、いろいろな方向から意見を伺いたい。

就労について、昨年にお願した市内での実習が、2年がかりで来年度から実施予定とのことだが、重度の知的障害のある人や車いすを利用している人は、日中の活動や働く場としての作業所の確保が難しくなっており、これを広げていくことは、親の会としても課題だと思っている。

(北野委員長が出席し、議長を交代)

(北野委員長)

体調を崩してしまい、申し訳ない。私も資料を読んで障害児関係機関協議会と地域自立支援協議会の連携などに関心をもったので、簡単に説明してほしい。

(事務局)

障害児関係機関協議会は、障害のある児童の保健、福祉、教育に関する問題について意見交換や連絡調整を図るための組織である。参加している機関は、市の障害福祉課、健康増進課、こども室、家庭児童相談室、あかつき・ひばり園、教育委員会の教育指導課、社会教育課、市立保育所・幼稚園の所長会に加え、府の支援学校、保健所、子ども家庭センターなど多岐にわたり、障害児の発見・診査・療育指導、保健、福祉と教育に関する相談や指導、調査・研究などについての情報交流や意見交換を行っている。地域自立支援協議会との関係については、部会としての位置づけは困難な状況だが、双方の事務局を障害福祉課が担当し、担当者を通じて必要に応じた連携を行っている。今年度は18歳を過ぎて支援学校に在籍している「障害児と障

害者の狭間の人」への支援について、地域自立支援協議会の地域生活支援部会につないで対応を協議するなどの取り組みを行っており、今後の連携についてはさらに検討を深めていきたい。(北野委員長)

本日、国会に提出される障害者自立支援法の見直し法案には、私たちの要望はうまく取り入れられなかったのがっかりしている。しかし、発達障害も一応組み込むことや、過齡児への対応、保育所の巡回指導などは入っており、肅々とすすめられると思うので、朽見委員も心配されているように、次は寝屋川市が独自に展開しているしくみを、どう展開していくかである。サポート手帳も他市ではすすんでおり、どのように展開してくか検討してもらえればと思う。(岸谷委員)

「地域で生活や介護を支援するサービスの充実」のなかで、父母の会としては「短期入所の充実」(連番100)について以前から要望しており、前回の委員会でも提起した。難しい問題だということは重々わかっているが、現在、市内で利用できるのは月の輪学院、隆光学園と2つの特別養護老人ホームだけであり、肢体不自由児が利用できるのはどこに行っても少ない。特に医療的なケアが必要な子どもはどこも利用できず、日中活動さえ保障がないという状況であり、市としてどうしていくかを、その場しのぎではなく全体で考えてもらえないと、地域で生活することにはならないと切に思う。父母の会としても「おんぶにだっこ」ではなく、ともにできればよいと思っており、力を貸していただいて、子どもたちが寝屋川の地で最期を迎えられるようにもっていききたいということがいちばんの願いである。先ほどのトイレの問題も同じで、「生きる」ということを考えてほしいと願っており、今日の議論だけでなく、次へのステップができるように考えてほしい。

(北野委員長)

障がい者制度改革推進会議で地方フォーラムを行っており、私は滋賀県と岡山県を担当した。300人ぐらいの当事者や家族の方々などが集まっているいろいろな要望が出されたが、いちばん強い声は、現在の日中一時支援事業は事業者も展開できないし、利用者も使いにくいしくみなので、本人が選択でき、家族もケアされるしくみにしてほしいということである。私も家族に精神障害者がおり、日中一時支援や短期入所は、身体障害、知的障害、精神障害を問わず普遍的な課題だと思うので、国でも考えてほしいし、市町村も真剣に取り組まないと、岸谷委員の指摘のように、今のままでは家族がもたないと思う。

(北村委員)

私は精神障害者家族会の代表なので精神障害のことばかり言って申し訳ない。「多様な方法による系統的な啓発の推進」(連番1)に関して、広報での啓発が行われているが、根気よく続けてほしいと思う。

また、「災害時に支援が必要な人を支えるしくみづくり」(連番28)に関して、市で計画が立てられて地域の避難所が決められており、災害時には近所の人といっしょに避難することになると思うが、精神障害のある人は薬が切れると調子が悪くなってくるので、そうした点のケアや医療との関係はどうなっているのか。避難した後の支援については障害によっていろいろな問題があると思うが、どの程度まで計画されているのかを聞きたい。

(北野委員長)

阪神淡路大震災のときにも、精神障害のある人のライフラインとして薬の確保は大きな問題になった。また、啓発について、寝屋川市で乙武洋匡さんの講演会を開催されるということだが、むしろ、精神障害の語り部をしている人などもおられるので、各地域や学校で徹底的に啓発する活動をすべきときではないかと思う。

(事務局)

災害時は一旦は地域の避難所に行っていただくが、市の担当者が避難所に行くよう班編成をしているので、担当者が本部に報告し、救護班などが対応するマニュアル的なものは備えている。しかし、担当の職員が被災している場合もあるので、きちんと訓練してやっていきたいと

思う。また、透析が必要な人などが的確に医療機関に行けるような体制もとっていきたいと考えている。

(榊田副委員長)

医師会としても、災害時には会長以下がすぐに集まるよう組織をつくっており、診療科目ごとに利用できる医療機関を指示できるようになっているので、ある程度安心していただいてもよいと思う。

(岸谷委員)

避難所に行ける障害者の対応はそれでよいが、身体障害のある子どもと親子2人きりで生活していて、外に出られない状況の人も多々いる。そのようなときには地域の民生委員や自治会の協力をいただきたいということが私たちの念願だが、個人情報のために成り立っていないので、どうにか解決しないと避難できない。私の地域でも自治会は防災に力を入れており、ひとり暮らしの高齢者についてはマークをつくるなどの取り組みがなされているが、障害者にはない。お隣との関係も難しく、助けてもらえなくなっており、市として民生委員や社協にお願いしてなんらかの対策を取ってもらえないとできない。

(北野委員長)

民生委員に独居や認知症の高齢者の情報を開示している市町村がどれくらいあるかという調査の結果が新聞に出ていたが、半数の市町村はプライバシーの問題などで開示していない。関係省庁はできるだけ開示すべきという方向だが、一気に開示すると「なぜ私のことを勝手に伝えたのか」というクレームが出てくる問題もあり、自治体も苦勞していると思う。開示を拒否する人は別にして、何かあったときにどこが支援するかというしくみについて、どのように議論しているのか。

(事務局)

災害時要援護者については、2年前に障害福祉課、高齢介護室、危機管理室が窓口となり、5,000人あまりの人に対して、リストに登録することについての同意書を送付し、2,404人から返信をいただいた。それをもとに町名別の台帳をつくり、関係機関で保有している。小学校区ごとの自主防災会の会長も、災害時はこの台帳を見て動くことができるが、ふだんから活用することは同意書に入っていないと個人情報保護審査会で指摘されている。そのため、自治会が日頃から動いて把握ができるよう、同意書を取り直す計画である。

(北野委員長)

少しずつステップを踏みながら、すすんでいるということである。

(山村委員)

委員長が参加されている障がい者制度改革推進会議の議論のなかでいちばん関心があるのは、公的賃金補填制度がどの程度まで対象になっているのかということである。棚上げになっているという話も聞いており、できれば福祉的就労のエリアまで拡大されればと思うが、そうした議論はなされているのか。

また、応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法は廃止されるということは決まっていると思うが、どのような流れになっているのか。

(富田さん)

一昨日に開催された地域自立支援協議会の地域生活支援部会で、この委員会で検討していただきたい案件が出たので提起したい。先ほどから発達障害の話が出ているが、寝屋川市では保健所が主体となり、府の社会的ひきこもりの人の支援事業を平成17年度から実施しているが、府としてはこの事業は今年度で終わるとのことである。ひきこもりの人には発達障害の人がかなりの割合で含まれていると言われており、学齢期の人への支援はいろいろなところと言われるようになってきたが、成人になった人への支援はかなり不足した状況で、系統立てたものは何もなく、それぞれの機関が対応したり、どこにも相談できない人もいるのが実情である。支援事業ではそうしたことをふまえ、教育関係部局、大学、医療機関、福祉・保健機関などで

ネットワークをつくっているが、府の取り組みが福祉部局から外れて不透明な状況になっているので、積み重ねてきたことを活かして、来年度以降も今のメンバーを核にした取り組みを続けていくよう、はたらきかけていくことになった。中央小学校の事件をきっかけにして寝屋川発でできた事業であり、なくしてしまうのは問題だと思うので、検討をお願いしたい。

また、地域で支援を受けて生活している人が医療機関に入院すると、福祉サービスは使えなくなるので、ひとり暮らしでコミュニケーション支援も必要な人などのケースでは、相談支援事業所が家族代わりに毎日行って対応している状況である。かなり多くの自治体では、コミュニケーション支援事業を拡大し、ヘルパーや相談支援員を派遣できるしくみができていると聞いている。これらは、これまでは入所施設が持ち出しで支援してくれていた部分だと思うが、地域生活をすすめてくうえで、いろいろな問題を想定していくべき時代に入ってきたと思う。  
(北野委員長)

ひきこもりの人の支援事業は寝屋川発ということであり、寝屋川から発信できる大切な問題である。それほど予算がかかるものではないので、展開を考えてほしいと思う。

医療機関でのコミュニケーション支援や介助を行っている市町村もあるので、調べてほしい。

賃金補填の議論は、障がい者制度改革推進会議と総合福祉部会の雇用・就労の合同作業チームで粛々と検討されており、棚上げにはなっていないが、最低賃金との関係や稼働能力の判定など課題も多いと聞いており、そうした検討もふまえて最終的な結論が出されると思う。

障害者自立支援法の見直し法案については、閣議決定されたとおりに提案されるようである。  
(山村委員)

就労継続支援B型が平成25年で打ち切りになると聞いたが、本当なのか。

(北野委員長)

私はそういう話は聞いていない。

### 3 閉会あいさつ（榊田副委員長）

本日も活発な意見をいただき、議論がすすんできた気がする。障害者長期計画をよりよいものにするために次回も活発に議論を戦わせていきたいので、よろしくをお願いしたい。

(閉会)